

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 22年 10月27日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
SGHグループ高知・徳島山林長期経営プロジェクト						
GHG 妥当性確認機関						
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	社団法人 海外環境協力センター内 気候変動対策認証センター					印
担当部署名						
担当者名	長谷 代子					
担当者 E-mail	validation@4cj.org					
担当者電話番号	03-5425-3744					
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。					
妥当性確認報告書 発行日	2010年10月27日					
審査内容		審査結果概要				
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.1					
妥当性確認期間	2009年12月14日～2010年10月27日					
想定排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	2,629	2,598	1,766	1,644	2,216
プロジェクト情報 (A・B)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。					
適格性要件(C)	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビュー、及び現地踏査を行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論の適用は実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認し、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> <p>条件1:プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林法第5条に定める森林であることが申請者の説明より</p>					

	<p>明確であり、妥当と判断される。</p> <p>条件2:プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において間伐及び主伐が計画されており、転用が計画されていないことが明確に記述されている。 ・1990年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものであることが明確に記述されている。 <p>条件3:プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトは、市町村等によって森林施業計画の認定を受けている。
<p>排出量・吸収量算定 (I・II)</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当該プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量・吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。デスクレビュー及びインタビュー、現地踏査によって判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収算定年につき、J-VER制度モニタリングガイドラインI-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリングガイドライン準拠しており妥当と判断される。</p>
<p>モニタリング計画(III ~VI)</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビュー、現地踏査を行った結果、当該プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。それ以外の点においても、デスクレビュー、インタビュー及び現地踏査によって判明した範囲によって、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビュー、現地踏査を踏まえ、当該プロジェクトの申請書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて実施された当妥当性確認審査の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保し</p>

	ていることを確認した。デスクレビュー、インタビュー及び現地踏査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
<p>【パブリックコメントの募集期間】 H21/12/14～H21/12/28</p> <p>【コメント】 期間中に寄せられた意見はなかった</p> <p>【妥当性確認機関の見解】 該当なし</p>	